賃　貸　借　契　約　書

兵庫県立＿＿＿＿＿高等学校（以下「甲」という。）と＿＿＿（落札業者）＿＿＿（以下「乙」という。）とは、日本教育情報機器株式会社（以下「丙」という。）所有の＿（賃貸借物品）＿（以下「物件」という。）の賃貸借及びソフトウェアの提供に関して、乙の責任において丙をして賃貸並びに提供させることについて、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（対象物件及び設置場所等）

第１条　甲は、丙から別表の物件を賃借し、乙は、丙をして甲に当該物件を賃貸する。

２ 物件、提供を受けるソフトウェア及び設置場所は、別表記載のとおりとする。

３　この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権者等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を締結することを前提に、丙から提供されるものをいい、記憶媒体、パッケージ及び取扱説明書等を含む。

４　乙は丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし、丙がこの契約に規定する債務を履行しないときは、乙が当該債務を履行しなければならない。

（契約期間）

第2条　契約期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。

（賃貸借料）

第3条　賃貸借料（ソフトウェアの提供料を含む。以下同じ。）は、月額金　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　　　円）とする。

ただし、契約期間中に1ケ月未満の端数を生じた月、又は乙若しくは丙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料は、日割計算（次式）により算出するものとし、円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。（月額賃貸借料金／当月の暦日数×当月賃貸借日数）

（賃貸借料の請求）

第4条　丙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条　甲は、前条の規定により丙から正当な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を丙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第6条　甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第１００条第１項第８号の規定により乙、丙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条　乙及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（使用及び管理）

第8条　甲は、善良な管理者の注意をもって物件及びソフトウェアを使用及び管理するものとする。

２　物件に故障が生じたときは、甲は直ちに乙及び丙に報告するものとする。

（物件の維持及び費用）

第9条　乙及び丙は、故障を発見したとき、又は前条第２項の規定により甲から故障の報告を受けたときは、遅滞なく丙の責任において、物件が良好な状態で稼動できるよう修理（天災その他の不可抗力による故障の修理を含む。）するものとし、それに要する費用は丙の負担とする。ただし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。

２　前項において、甲の責に帰すべき理由により修理を必要とする場合の費用は、甲の負担とする。

３　丙は、物件が正常に動作するよう、丙の費用負担において、必要な保守を行う。ただし、通常の保守を超える特別な保守を必要とする場合の費用は、甲の負担とする。

（消耗品の使用制限）

第10条　甲は物件に使用する消耗品について、乙の定める規格に合致したものを使用するものとする。

2　前項に定める規格以外のものを使用して生じた物件の事故については、甲の責任とする。

（ソフトウェアの使用）

第11条　甲は、ソフトウェアを物件以外の装置に使用し、又は複製してはならない。ただし、第１条第３項のソフトウェア使用許諾契約に認められている範囲で乙及び丙の承諾を得た場合は、この限りではない。

2　甲は、ソフトウェアを第三者に提供してはならない。

3　乙は、甲の円滑な業務遂行に協力するため、ソフトウェア及びオペレーションについて、甲の職員に講習会等の技術サービスを、乙の定めた基本サービスの範囲内で無償で行うものとする。

（技術支援）

第12条　乙は必要に応じてソフトウェアのインストール、トラブル処理等に関する技術支援を行うものとする。

（所有者の表示）

第13条　丙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

（保険）

第14条　丙の負担において、物件に動産総合保険を付保する。

（履行遅滞の場合の違約金）

第15条　乙又は丙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

（損害賠償）

第16条　丙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は丙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

（搬入・搬出料金）

第17条　物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

（甲の通知義務）

第18条　甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙及び丙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

２　甲は、物件及びソフトウェアについて盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙及び丙に通知するものとする。

（物件の返還）

第19条　甲は、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは、設置場所において物件を丙に返還するものとする。ただし、契約期間が満了したときは、丙は、甲の申し出において物件の一部又は全部を譲渡することができる。

（契約の解除）

第20条　甲は、乙又は丙が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

⑴　乙又は丙の責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

⑶　乙又は丙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

⑷　乙又は丙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

⑸　乙又は丙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

２　甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

３　甲は、前2項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

４　第１項の規定による解除に伴い、乙又は丙に損害が生じたとしても、乙又は丙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

５　第１項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙又は丙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

⑴　賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額。

(2)　賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の10分の1に相当する額。

6　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙及び丙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第21条　甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1)　兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

(2)　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2　前条第４項から第６項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第22条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1)　乙又は丙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2)　前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第23条　乙又は丙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（賠償の予約）

第24条　乙又は丙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、 この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2)　刑法第198条による刑が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項の規定により当該命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第50条第１項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第52条第１項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。

(6) 公正取引委員会が、独占禁止法第65条、第66条第１項、同条第２項、同条第３項又は第67条第１項の規定による審決（第66条第３項の規定中、原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。

(7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（個人情報の保護）

第25条　乙及び丙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第26条　この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則によるほか、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　住　　　所

学 校 名　兵庫県立　　　高等学校

校 長 名

乙 住　　　所

商号又は名称

代表者氏名

丙 住　　　所

商号又は名称

代表者氏名

誓　約　書

兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

平成　年　月　日

兵庫県知事　様

住　　　所

会　社　名

代 表 者 名　　　　　　　　　　　　　印

住　　　所

会　社　名

代 表 者 名　　　　　　　　　　　　　印

「個人情報取扱特記事項」

（基本的事項）

第１　乙又は丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第２　乙又は丙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第３　乙又は丙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　乙又は丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第５　乙又は丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第６　乙又は丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙又は丙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第８　乙又は丙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の事務室内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（事務従事者への周知）

第９　乙又は丙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第10　乙又は丙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第11　乙又は丙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第12　甲は、乙又は丙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第13　乙又は丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。